

# 第4期小林市障がい者計画

## 【概要版】

### 1 計画策定の趣旨

国の動向を踏まえ、本市では関係法との整合を図りながら、障がい福祉施策を総合的かつ計画的に展開していくため、「第3期小林市障がい者計画」の見直しを行い、新たに「第4期小林市障がい者計画」を策定するものです。

### 2 計画の根拠

本計画は、障害者基本法第11条第3項に定める「市町村障害者計画」であり、本市の障がい者施策の成果と今後の課題を踏まえ、障がい者施策を総合的かつ計画的に推進するため、基本的な方向性や取り組むべき施策を示します。

### 3 計画の期間

本計画の期間は、令和2年度から令和6年度までの5年間とします。

### 4 計画の策定方法

計画策定に当たっては、広く意見を聴取するため、関係団体の代表者等からなる「小林市障害者施策推進協議会」を設置し、計画に盛り込む施策等について検討を行いました。また、障害者手帳所持者や児童発達支援等利用保護者、障がい福祉サービス事業所等を対象としたアンケート調査及びパブリックコメントを実施し、市民の意見の反映に努めました。

### 5 計画の基本理念

本市に住む人々が、生涯心身ともに健康で、生きがいや楽しみのある生活を送り、介助や支援が必要になっても一人一人が尊厳を持ちながら、いきいきと住み続けられるまちづくりを推進するため、以下の基本理念を定めます。

「認めあい、支えあう、優しさあふれるふれあいのまち 小林」

## 6 具体的な取組内容

基本理念の実現に向けて、10項目の基本施策を推進します。

### 基本施策1 啓発・広報

- (1) 啓発・広報活動の充実
- (2) 福祉教育等の推進



広報による障がいに関する情報提供やイベント等の機会における啓発等を行い、市民の理解促進を図るとともに、学校や関係機関の教育活動を通じた障がいや障がい者に対する理解を深める人権・福祉教育を推進します。

### 基本施策2 差別の解消、権利擁護の推進及び虐待の防止

- (1) 権利擁護の推進、虐待の防止
- (2) 障がいを理由とする差別の解消の推進



「障害者差別解消法」等に基づき、障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組みます。また、「障害者虐待防止法」に基づく障がい者への虐待防止等、障がい者の権利擁護のための取組を推進します。

### 基本施策3 教育・育成

- (1) 障がい児支援・育成施策の充実
- (2) 学校教育の充実
- (3) 切れ目ない支援体制の整備



障がいのある子どもが、合理的配慮を含む必要な支援の下、その年齢、能力に応じ、かつその特性を踏まえた十分な教育を、可能な限り障がいのない子どもとともに受けることができる仕組みの構築を目指し、障がいのある子どもの保育・教育の充実を図ります。

### 基本施策4 雇用・就労、経済的自立の支援

- (1) 一般就労支援施策の充実
- (2) 一般就労が困難な障がい者への就労支援
- (3) 経済的自立の支援



働く意欲のある障がい者が、その適性に応じて能力を十分に発揮できるよう、可能な限り本人の希望に応じた就労を実現するために、雇用支援・就労支援を推進します。

## 基本施策5 生活支援

- (1) 意思決定支援の推進
- (2) 相談支援体制の充実
- (3) 福祉サービスの充実
- (4) 社会参加の促進
- (5) スポーツ・文化活動への参加促進
- (6) 人材の育成、ボランティア活動の推進



一人一人の障がい者のニーズ・実態に応じた相談支援体制及び障がい福祉サービス等の量的・質的充実を図ります。また、障がい者が安心して自由に意思表示ができるように支援します。

## 基本施策6 保健・医療

- (1) 障がいの原因となる疾病等の予防
- (2) 医療体制の充実
- (3) 福祉・保健・介護・医療の連携



乳幼児期から高齢期までの各ライフステージの疾病を予防するとともに、障がい者がきめ細やかな保健・医療サービスを受けることができる体制づくりを推進します。

## 基本施策7 生活環境

- (1) 住宅の確保・住環境の改善
- (2) 公園、道路等のバリアフリー化の推進
- (3) 公共交通機関のバリアフリー化の推進
- (4) 公共施設のバリアフリー化の推進



障がい者の自立と社会参加を支援し、誰もが快適で暮らしやすい生活環境を整備するため、住宅の確保・住環境の改善を図るとともに、障がい者が安心して生活できる公共施設等のバリアフリー化を推進します。

## 基本施策 8 情報・コミュニケーション

- (1) 情報提供体制の充実、行政情報のバリアフリー化
- (2) 意思疎通支援の充実



障がい者が円滑に情報を取得・利用し、意思表示やコミュニケーションを行うことができるよう、情報の利用におけるアクセシビリティ（情報の利用しやすさ）の向上を推進します。

## 基本施策 9 防災・防犯等

- (1) 防災対策の推進
- (2) 防犯対策の推進



障がい者が地域社会において、安全・安心して生活することができるよう、防災・防犯対策や消費者被害からの保護等を推進します。

## 基本施策 10 行政サービス等における配慮

- (1) 障がい及び障がい者への理解の促進
- (2) 選挙における配慮



障がい者が適切な配慮を受けることができるよう、職員等における障がい者への理解の促進に努めます。また、障がい者がその権利を円滑に行使することができるよう、選挙等における配慮を行います。

## 7 計画の点検・評価

計画の進行管理と点検・評価に当たっては、計画に定める事項について、少なくとも1年に1回その実績を把握し、関連施策の動向も踏まえながら、計画の中間評価として、分析・評価を行い、必要があると認めるときには、計画の変更や事業の見直し等の措置を講じます。

## 小林市役所 福祉課

電話：0984-23-0111 FAX：0984-23-4934

メール：[k\\_fukushi@city.kobayashi.lg.jp](mailto:k_fukushi@city.kobayashi.lg.jp)